

別表

事業名	助成対象事業	助成対象者	助成対象経費	助成期間	助成率	助成限度額	助成(採択)要件(審査基準)
地域のブランド創出・ものづくり支援	新商品・新技術開発、販売力強化事業 次のいずれかに該当する、中小企業者等が作成した計画(2～5年程度の計画(新商品・新技術開発のみの場合は1～2年の計画))に基づく事業(補助事業期間内の販売は不可) ・新たな地場産品・高付加価値化商品の開発、新商品開発、新技術開発及びこれらの販売力強化のための新たな取組 ・新たな生産方式の導入(外部からの技術導入を含む。ただし、汎用性を有する、若しくは量産可能な設備の導入を除く。)、研究開発成果の活用等のための新たな取組 ・地域団体商標制度を活用した新商品・新技術開発及びこれらの販売力強化のための新たな取組 (注) 補助事業期間は原則として計画期間内を限度とし、年度ごとに審査を行う。	中小企業者、連携体、組合等、実行委員会、商工会議所・商工会(連合会を含む)、NPO、まちづくり団体 ※実行委員会は市町村が参画するものに限る	事業計画に基づく事業の実施に要する経費(謝金、旅費、研究開発費、事務費、委託費) ※ただし、以下の事業(地域団体商標の出願・登録等)に取り組む場合に限り、対象となる経費はそれぞれ指定する費目に限定される。 ・登録の可能性がある地域団体商標の出願及び登録に要する経費(対象経費:旅費、事務費に限る) ・地域団体商標の出願を行った商標又は行う商標の外国への出願及び登録に要する経費(対象経費:事務費に限る) ※連携体構成員間の取引により生じる経費は対象外とする。	最長5年 *新商品・新技術開発のみの場合は最長2年 ※ただし、採択時期等により本助成金交付事業終了までの期間が5年に満たない場合は、終了年度までの実期間を限度とする。	①一般:1/2以内 ②原油・原材料高騰等による影響を受けた者:2/3以内	5年間で 上限500万円、 下限250万円 1年間で 上限200万円、下限50万円(原油・原材料高騰等による影響を受けた者については、上限300万円、下限50万円) ※ただし、採択時期等により本助成金交付事業終了までの期間が5年に満たない場合は、終了年度までの実期間を限度とする。	<共通> ・事業内容が社会情勢、市場ニーズ等に合致しており企業化(事業化)の見通しがあること。 ・事業内容に新規性、革新性、独創性(テーマ性)、先取性があること。 ・計画に実効性、実現性が認められること。 <販売力強化事業> ・課題を明確に把握していること。また、その課題を解決し得る事業であること。 ・事業者の販売力強化及び販路開拓が見込まれること。 <地域団体商標制度を利用した新商品・新技術開発、販売力強化に取り組む事業の場合> ・産地の活性化に寄与する事業であること。

※ 助成対象経費について、助成先の役職員にかかる人件費は助成対象外。
※ 消費税及び地方消費税は助成対象外とする。